

ねんきんコーナー

 国民年金保険料のご案内を民間委託しています

◆ 国民年金保険料のご案内業務の民間委託について

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する電話や文書による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きのご案内、そのほか口座振替などのご案内について、民間委託を実施しています。

事業の民間委託を通じ、被保険者の方に年金制度についての理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによる低額年金者や無年金者の減少をめざしています。

※令和5年5月1日より戸別訪問によるご案内は廃止となりました。

◎受託業者について 高知県の受託業者 (株)バックスグループ

◆ 退職(失業)後の国民年金加入の手続きはお済みですか

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)された場合、国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行う必要があります。

また、退職した方に扶養されていた60歳未満の配偶者についても、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。

この手続きを怠ると、年金額が減る場合や、受給権を得ることができなくなる場合があります。

必ず役場または年金事務所で必要な手続きを行ってください。

保険料は、月額17,510円(令和7年度)です。保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除申請する年度、またはその前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。特例免除の場合は、退職(失業)した方の前年の所得額を「0円」とみなして審査されます。なお、特例免除の申請には、離職日が確認できる証明書類(離職票や離職証明など)が必要となります。

詳しくは、役場または年金事務所にご相談ください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

 精神保健福祉相談「嘱託医相談」のご案内

幡多福祉保健所では、下記のとおり、精神科嘱託医師による「嘱託医相談」を開催します。

◆対象 現在、精神科の治療を受けていない方(精神科未受診者、もしくは治療中断者)

◆場所 幡多福祉保健所など

◆定員 1回につき2件まで
1人で悩まず、気軽に相談してください。

	開催日	時間	当該医師
第1回	6月25日(水)	午後1時30分～午後3時30分	まあるいこころクリニック 田中 修一 先生
第2回	8月7日(木)		渡川病院 高木 衣織 先生
第3回	10月30日(木)	午前9時～午前11時	幡多けんみん病院 吉本 康高 先生
第4回	令和8年2月18日(水)	午後1時30分～午後3時30分	聖ヶ丘病院 三浦 星治 先生

※2週間前までの予約が必要です。

○お問い合わせ 幡多福祉保健所 健康障害課 ☎34-5124 四万十市中村山手通19